

## 個人情報保護条例に係る実態調査について（案）

### 1. 背景

個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、個人情報保護法の改正（平成 27 年 9 月）、行政機関個人情報保護法等の改正（平成 28 年 5 月）が行われたことを踏まえ、総務省においては、地方公共団体に対し、「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」を発出したところである（平成 29 年 5 月）。

総務省は従前から、地方公共団体における行政情報化の推進状況（個人情報保護条例制定団体の状況を含む。）を調査し、毎年度「地方自治情報管理概要」として公表している。ここでは、条例の主な規定内容、民間事業者に対する規定、目的外利用ができる場合、管理体制の整備等について調査が行われている。

### 2. 今回の調査の目的

本懇談会は、地方公共団体における個人情報保護条例の規律の在り方に係る実務的論点を整理することとしている。その検討の前提として、地方公共団体の個人情報保護等に関する条例等の実態をより詳細に把握し、整理する必要があることから、上記 1. に記載する総務省の調査結果を有効に活用しつつ、追加して、別紙の事項についても調査を実施することとしたい。

なお、本調査に当たっては、総務省の協力を受けて実施することとする。

(別紙)

## 個人情報保護条例に係る実態調査項目概要（案）

以下のような調査項目を想定している。

(※ 全体像を俯瞰するため、総務省において既に実施中の調査項目と併記し、アンダーライン部分を中心に今回の調査を実施予定。今後、調査実施に向けた具体的な調整の過程で、項目の内容、数含め変更があり得る。)

- 個人情報の定義・範囲
  - ・ 個人識別符号
  - ・ 照合の容易性に関する規定（照合性概念自体の有無を含む。）
  - ・ 要配慮個人情報の定義（具体的規定を含む。）
  - ・ 電子計算機を用いて検索できる「個人情報ファイル」の概念
  - ・ 非識別加工情報の規定
  - ・ 死者に関する規定
  
- 個人情報の取扱いに関する規律・運用実績
  - （目的外利用・第三者提供）
    - ・ 目的外利用又は外部に提供する規定
    - ・ 利用目的の範囲内における個人情報の第三者提供に係る制限規定  
（例：本人同意、本人通知、報告義務）
  - （収集、管理）
    - ・ 収集・記録規制（センシティブな個人情報の取扱いに関する制限規定）
    - ・ 外部機関とのオンライン結合の制限
    - ・ 維持管理（正確性、漏えい防止、廃棄等）
  - （開示、訂正等）
    - ・ 自己情報の開示・訂正等ができる規定（本人情報の開示請求等の件数）
    - ・ 非識別加工情報の作成・提供の仕組み
  - （その他）
    - ・ 「指定管理者」とされる民間事業者に対する条例の適用
    - ・ 二以上の団体による出資法人等に対する条例の適用
    - ・ 行個法には規定がない個情法並びの規定の有無及びその内容  
（例：適正な取得、本人からの直接取得、不要情報の廃棄・消去の措置）

○ 執行

(組織内の責任体制)

- ・ 実施機関としている機関
- ・ 実施機関全体を統括する責任者の指定、部署ごとの責任者の指定 (各責任者の権能・機能に関する規定を含む。)
- ・ 個人情報を取り扱う職員の責務に関する規定
- ・ 職員に対する教育・研修の実施
- ・ 個人情報の管理状況に関する監査・点検の実施

(審議会等)

- ・ 審議会等への諮問、意見聴取、審議等の規定 (諮問、意見聴取、審議等の実施件数を含む。)
- ・ 審議会等の委員の選任に係る要件規定

(漏えい等の報告)

- ・ 個人情報の漏えい事故等があった場合の報告規定 (委託先を含む。)
- ・ 報告義務を負う機関

(職員への罰則)

- ・ 条例等違反に対する地方公共団体職員への罰則規定 (適用件数)

(受託業者への規律)

- ・ 受託業者等に対する個人情報の漏えい防止措置等の義務付け
- ・ 受託業者に対する罰則規定 (適用件数を含む。)

(民間事業者への規律)

- ・ 民間事業者に対する規定 (課している規律の内容を含む。)
- ・ 指導・勧告等の規定
- ・ 民間事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談窓口の規定

(苦情処理)

- ・ 地方公共団体が行う個人情報の取扱いに関する苦情処理の規定
- ・ 苦情相談対応を行う機関

○ その他

- ・ 自治体間の連携施策の内容、その内訳
- ・ 民間事業者からデータ利活用の目的で寄せられる相談・要望
- ・ 個人情報保護条例の運用状況の公表の有無
- ・ 個人情報の保護に関し、日頃から感じている課題 (選択肢設問追加)
- ・ 仮に統一的な規律が設けられた場合に考えられる課題

以上